

○出席者

【青森県開発審査会】

木村会長、板垣会長代理、工藤委員、村上委員

【田舎館村】

建設課建設第2係：佐々木係長、小田桐主事

【青森県(事務局)】

建築住宅課：駒井建築住宅課長、千葉建築住宅課長代理、齊藤SM、工藤技師

○議事

【司会：工藤技師】

定刻となりましたので、これより令和3年度、第2回目の開発審査会を開会いたします。

本日は、花田委員が所用により欠席となりますが、都市計画法施行令第43条第3号の規定により、会長のほか、委員の過半数の出席がありましたので、会議が成立することをご報告いたします。

はじめに、駒井建築住宅課長よりご挨拶を申し上げます。

【挨拶：駒井建築住宅課長】

(略)

【司会：工藤技師】

それでは、議事に入ります。

今回の諮問案件は、「青森県開発審査会の公開等に関する取扱要領」に基づき、公開となります。

木村会長、議事の進行をお願い致します。

【木村会長】

それでは、第1号議案について田舎館村より内容の説明をお願いします。

【田舎館村：佐々木係長】

議案 田舎館村：申請者 株式会社丸勝小野商事

焼却炉(産業廃棄物及び一般廃棄物中間処理施設)の開発許可・・・法第29条

(議案説明書、付議申請書及び補足資料にて説明)

【工藤委員】

今後、地震等の天災によって環境が変わった場合、改めて環境への影響を行う意向はありますか。

【田舎館村：佐々木係長】

敷地内の処理施設を最大稼働させた状態で検討したものであるため、特に問題ないと考えています。また、近くの川が氾濫した場合、焼却炉の1階部分には人がおりませんので問題はありません。

【木村会長】

建築基準法第51条による都市計画審議会の概要を簡単に教えてください。

【千葉建築住宅課長代理】

条文では、今回のような廃棄物を処理する施設は、都市計画で敷地の位置を決定したものでなければ建築できません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会、産業廃棄物処理施設であれば県の都市計画審議会、一般廃棄物処理施設であれば村の都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可した場合はこの限りでないとされています。

県の都市計画審議会は12月22日に開催を予定しており、田舎館村の都市計画審議会は来年の1月～2月の開催を予定しております。

【駒井建築住宅課長】

補足で、法51条ただし書きの許可は、県及び村の都市計画審議会を経てから、許可を行うこととなります。

【木村会長】

焼却炉について、他に関係する法令の手続きの手続きがあるのでは。

【田舎館村：佐々木係長】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による設置許可の申請を進めています。手続きを進めるため、県の担当課と丸勝小野商事とで既に打合せ済みです。

【木村会長】

環境への影響については、こちらの方が専門的に審査していると考えてよろしいですか。

【田舎館村：佐々木係長】

そのとおりです。村でも、生活環境影響調査書によって、周辺環境への影響はないことを確認しております。

【板垣委員】

今回のような処理施設の図面については建築の図面をあまり見慣れない方もいらっしゃる。申請書に添付されている図面について説明していただけると意見を出しやすいと思います。

【田舎館村：佐々木係長】

(付議申請書の添付図面を説明)

【木村会長】

土地利用計画図のコンクリートがらが置かれる新たな土地は、申請者が元々所有する土地ですか、買収したものでですか。

【田舎館村：佐々木係長】

申請者が元々所有している土地です。当初の敷地と地続きで繋がっているため、敷地の高さは変わらず、多少の造成を行うものです。

【木村会長】

焼却施設の煙突は見えないのでしょうか。立面図には書かれておりません。

【千葉建築住宅課長代理】

立面図より屋根の高さは20.7m、機器配置断面図より排気筒の高さは25.0mとありますので、排気筒が5m弱見えることとなります。

【木村会長】

環境に対する調査は予測による数値ですが、焼却炉設置後、予測通りなのかその後の確認を行うものでしょうか。

【田舎館村：佐々木係長】

周辺の住民からお声があれば、その都度、説明会を開くと聞いております。必要があれば村からも説明を行います。以前、村で都市計画決定した際、事業者だけではなく村も説明会を開いた経緯があります。

【駒井建築住宅課長】

法律としては、環境影響評価法による事前評価を行うものであり、事後のモニタリングについては事業の規模により行うこととなっているものです。

【工藤委員】

住民の人へは敷地の拡張、焼却炉の建築について何かの形で説明を行われておらず、役場内で話し合われている状況ということでしょうか。

【田舎館村：佐々木係長】

そのとおりです。1月～2月開催予定の村の都市計画審議会にて説明を行います。

【木村会長】

環境影響調査を行った地点から一番近い住宅までの距離を教えてください。

【田舎館村：佐々木係長】

約300m程離れた地点に住宅及びいちごカフェがあります。環境影響評価では周辺の住居、施設までの距離を考慮して調査を行い、問題ないといった結果が出ております。

【木村会長】

想定した環境影響調査の結果が、想定通りとなるのか役場としても関心を向け取組ようにしてください。

【田舎館村：佐々木係長】

はい、十分に注視して取組みます。

【木村会長】

中間処理施設のため、搬入された廃棄物はいずれ全て外部に搬出されるということによろしいですか。

【田舎館村：佐々木係長】

そのとおりです。搬入された廃棄物は各品目別に最終処分場へ搬出されます。

【木村会長】

遮音壁の高さは3.5mを超えたものもあります。構造の安全性に関する担保は何かありますか。

【田舎館村：佐々木係長】

都市計画法による擁壁に該当するものではなく、建築基準法によるものであればその法により確認することになります。

【駒井建築住宅課長】

プラント内の設備については、労働安全衛生法による規制が適用されることになります。

【木村会長】

廃棄物の焼却に伴い発生する汚水は敷地外へ流入しないのですか。

【田舎館村：佐々木係長】

焼却施設内で発生した汚水は施設内に貯められ、くみ取りにより処理されます。

【木村会長】

搬入される産業廃棄物及び一般廃棄物のうち、一般廃棄物の割合を教えてください。また、一般廃棄物はどういったものかも教えてください。

【田舎館村：佐々木係長】

廃棄物を同時処理した場合の最大処理能力は1日約47tです。そのうち一般廃棄物は1t程度の見込みです。

受入れる一般廃棄物について、空き家の解体で発生する一般廃棄物は、現在運営している公共の焼却施設では処理困難物として受入れが難しい場合があります。本施設ではこのような一般廃棄物の受入れを想定しております。また、災害ゴミ等の受入れも想定しております。

【木村会長】

搬入される産業廃棄物はどの辺りを想定している。

【田舎館村：佐々木係長】

特に多く見込まれているのは、中南地域です。将来的には県内全域からの受入れを考えております。

【木村会長】

敷地の高さは接している道路よりも低いようですが、敷地の高さに関する説明をしてください。

【田舎館村：佐々木係長】

浅瀬石川の土手がかかなり高い位置にあり、道路はそこから南下し緩やかに下ります。川から見ると当該敷地は道路の下り部分に接するため低く見えますが、周辺の敷地は当該敷地と同じくらいの高さです。

【木村会長】

造成計画断面図に水路が表記されています。廃棄物を野積みしている敷地ですから、雨が降り敷地に溜まった水は、汚水となって周辺の農業用水路に混入することはないのでしょうか。

【田舎館村：佐々木係長】

敷地外へ流入しないよう側溝と弁を敷地内に一部設置しており、水路に混入することはありません。当該敷地を含めた周辺の区域を管理する浅瀬石川土地改良区と既に協議済みです。これまでも廃棄物を野積みにより保管しておりますが、特に問題は発生しておりません。

【木村会長】

申請書添付の図面では、敷地内の排水計画が分かりません。

【駒井建築住宅課長】

開発許可は、都市計画法 33 条の技術基準に基づく適切な排水計画である必要があります。許可を行う村が適正に審査を行っております。

造成計画断面図より敷地内に側溝が確認でき、更に土地利用計画図に沈殿槽が表記されていることから、敷地外への排水はないと確認できます。

【田舎館村：佐々木係長】

開発許可申請には更に詳細な排水計画の図面が添付されており、適切な排水計画であることを確認しております。

【工藤委員】

今の話しについて、水利組合にも説明はされているのでしょうか。

【田舎館村：佐々木係長】

今回の計画について既に説明済みです。集水柵を設置し水路に混入しないことを条件に、水路の使用許可を頂いております。

【板垣委員】

廃棄物処理施設の計画では、排水に関することは特に重要ですので、排水施設計画図に記載されている内容を土地利用計画図にも記載してあると分かりやすかったと思います。

開発許可を行うプロセスで確認される内容ですので問題ないかと思いますが、土地利用計画図への排水計画の明記について気になりました。

【木村会長】

排水計画については、田舎館村が適切に審査を行っているということでよろしいですか。

【田舎館村：佐々木係長】

よろしいです。

【木村会長】

では、意見集約に入ります。当該申請については青森県開発審査会提案基準第 6 を満たしており、また、環境については他法令でも厳しく審査されます。稼働した場合において周辺環境への影響を害さないことについても承知しました。

区域周辺における市街化を促進するおそれはなく、田舎館村が許可することについて、異議がないということでよろしいでしょうか。

【各委員】

よろしいです。

【木村会長】

では、当該申請についての異議はないため、同意とします。

【司会：工藤技師】

それでは、第 1 号議案は、同意ということで手続きを進めさせていただきます。

最後に、事務局からご報告申し上げたいことがございます。今年度 5 月に開催した開発審査会にてご説明差し上げました、開発審査会提案基準（農林漁業従事者用住宅から一般住宅への用途変更）の追加につきまして、11月24日付けで開発審査会提案基準を改正させていただきましたことを、この場をお借りしてご報告いたします。

【駒井建築住宅課長】

最後に申し上げました提案基準につきまして、改めて説明します。元々農家住宅として建築されたものの、お子さんが農業従事者ではない場合、その住宅を引継ぎ農家住宅ではなくなることを想定し、建替えをしやすいとするといった趣旨のもと基準を創設したものです。

【司会：工藤技師】

以上をもちまして、本日の開発審査会は閉会します。

ありがとうございました。